

農業資材審議会農薬分科会

農薬蜜蜂影響評価部会

(第3回) 議事 (1)

農林水産省 消費・安全局
農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会
(第3回)

令和4年 2月25日(金)

13:30~13:47

農林水産省消費・安全局第3会議室

(WEB会議形式による開催)

議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 議 事

(1) 農薬の蜜蜂への影響評価において取り決めるべき事項について

午後1時30分 開会

○農薬対策室長 定刻となりましたので、ただいまから、農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会第3回を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。

事務局を務めます農産安全管理課農薬対策室長の小林でございます。部会長に議事をお願いするまでの間、司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今日の農薬蜜蜂影響評価部会は第3回目の会合となります。今回は、農薬の蜜蜂への影響評価において取り決める事項について審議いただくとともに、1つの有効成分に関する蜜蜂への影響評価について御検討いただきたいと思っております。

本日は、委員の方2名、専門委員の方4名に御出席いただいております。

今回は完全なりモートでの開催となりますので、進行に不都合が生じるかもしれませんが、御容赦いただけますと幸いです。

委員の皆様におかれましては、差し支えなければ、常時、カメラをオンにさせていただいた上で、発言希望等ございましたら、画面右側の参加者一覧の挙手のアイコンがありますので、そちらを押していただければと思います。

なお、基本的には挙手制で進めたいと思っておりますけれども、挙手以外にも気になること等ございましたら、会議途中でも御自身でミュートを外して、御発言いただければと存じます。

また、チャットボックス機能もございますので、音声トラブル等ございましたら、当該チャットボックスより御連絡いただけますと幸いです。

さて、本部会は、農業資材審議会令第7条第1項で、委員の過半数の御出席で会が成立すると規定されております。本日は2名全員の御出席を頂いておりますので、本部会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日は議事1の審議に関し、専門参考人の御出席をお願いしておりますので、御紹介させていただきます。

天野専門参考人です。

○天野専門参考人 よろしくお願いたします。

○農薬対策室長 よろしくお願いたします。

山本専門参考人です。

○山本専門参考人 山本です。よろしくお願いたします。

○小林室長 よろしくお願いたします。

本日の農薬蜜蜂影響評価部会のうち、議事1、農薬の蜜蜂への影響評価において取り決めるべき事項については、公開で開催するというので、傍聴の方々にもお越しいただいております。

議事2では、個別の農薬についての農薬の蜜蜂への影響評価について審議いただきます。農薬の蜜蜂への影響評価の検討におきましては、申請者の知的財産でもある各種試験成績が必要であり、審議会の原則に従い、公開にすれば悪意のある第三者に自己の利益のために利用されるおそれがございます。申請者の知的財産権の侵害を防止して、また、審議に必要な資料が悪意のある第三者への漏えいを懸念することなく、申請者から円滑に提出されるようにするため、個別の農薬の蜜蜂への影響評価に関する審議の議事、資料は非公開とさせていただきます。

なお、審議終了後には関連ファイルを削除いただきますとともに、送付資料について回収させていただきますので、後日、御返却のほど、よろしく願いいたします。

では、本日の配付資料について、御確認いただきたいと思います。資料1、議事次第、資料2、農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会第3回出席者名簿、資料3、農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会委員名簿、資料4、農薬の蜜蜂への影響評価において取り決めるべき事項について（案）、資料5、メトブロムロン農薬蜜蜂影響評価書（案）、こちらは非公表となっております。また、参考資料として、1から8までお配りさせていただいているところがございますが、皆様、お手元におそろいでしょうか。もし足りないものがございましたら、会議途中でも結構ですので、事務局までお申しつけください。

では、ここからの議事進行は、與語部会長にお願いいたします。

○與語部会長 本日は、皆様、御多用のところを御出席いただきまして、ありがとうございます。前回に引き続きまして、是非慎重かつ活発な御審議をお願いします。

それでは、議事の1になります。農薬の蜜蜂への影響評価において取り決めるべき事項についての案です。農薬の蜜蜂への影響評価に係るリスク管理措置における「使用時期の目安となる定義」についての審議に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

○農薬審査官 事務局の中庭です。

では、私から、資料4に基づき、説明をさせていただきます。

農薬のミツバチへの影響評価において取り決めるべき事項について（案）、農薬の蜜蜂への影響評価に係るリスク管理措置における「使用時期の目安となる定義」についてですが、これは既に定めている「農薬のミツバチへの影響評価ガイダンス」の項目のうち、運用を定めておくべきと考えられる、いわゆる細則的なものに関する扱いを審議いただくというものです。

今回は、昨年12月1日に開催された令和2年度第2回農薬蜜蜂影響評価部会での審議内容のうちの1項目、こちらを再度審議いただくこととなります。

まず、資料4を御覧ください。

1、背景（検討に当たっての考え方）として、農薬のミツバチへの影響評価に係る被害防止方法としてのリスク管理措置、使用時期及び使用場所の制限の用語について、全国的に統一的な目安となる定義を示す必要があり、使用時期の制限については、ミツバチへのリスクという観点から、開花率、暴露率を考慮し、一律的に示すとともに、農薬の使用現場での混乱を防ぐため、栽培、防除に際し、用いられている作物の調査基準等との定義との整合性も考慮する必要があると考えております。

次に、2の対応案ですが、こちら、前回の審議におきまして、2の対応案として、使用時期の制限に関するものについては、使用時期の制限に係る用語のうち、開花、落花の率の目安の定義について、前回、我が国の蜂群の保護目標である室内の急性毒性試験における対照群の死亡率、こちらの10%に当てはめ、開花を10%、落花を90%とするということで提案をさせていただきましたが、このことにつきまして、五箇委員より、保護目標である、この室内の急性毒性試験における対照群の死亡率の10%、こちらに当てはめることをもって、目安を10%、90%と定義するというのは、生態学的にロジカルにつながらないとの御指摘を頂きました。また、中村委員より、果樹の定義に関して、基本的に褐変してきてからの方が、圧倒的に訪花量が多くなるので、この落花の目安が90%というところは、そういう意味ではかなり危ないというイメージを持つ人が多い。実数的にも、恐らく、きちんとした科学的なデータがあるわけではないが、古い花が増えると花蜜の濃度が上がるので、かなり訪花数が増えてくる。そういうことを考えると、90%というのは、割合、ミツバチにとっては危ない領域ではないかというように思えるとの御指摘を頂きました。

では、今回の資料4に戻ります。

前回、頂きました指摘を踏まえまして、今回改めて提案をさせていただいております。具体的には資料にお示ししましたとおり、果樹（樹木類）については、開花始の定義、「農薬を使用する圃場において、複数の対象樹木での開花が認められた日」、また、落花（開花終了）については、定義、「農薬を使用する圃場において、ほぼ100%が落花（褐変または落弁）した日」、これは「摘花処理による対応も可」ということです。

開花期の定義が、「開花始～落花（開花終了）まで」、といたします。

なお、使用時期の制限の記載例としましては、暴露経路ごとに書き分けております。経口暴露評価対象は、「発芽（萌芽）～開花期を除く」、または「発芽（萌芽）～落花（開花終了）までを除く」、また、接触暴露評価対象は「開花期を除く」、としております。

また、水稻につきましては、基本的な考え方は果樹と同様ですが、農業現場では開花は出穂として確認しているため、出穂開花期とし、水稻は茎と穂あたりの開花にずれが生じているため、以下の定義とする。定義は、「出穂始が全茎数の約10%が出穂した日から～出穂終了（全茎数のほぼ100%が出穂した日）」とい

たしました。

なお、出穂始は全国的に使用されている調査基準を基にしておりまして、出穂と開花というのは同時に起こりますが、出穂した穂は全て同時に開花するわけではなく、順番に開花していくため、実際の開花率というのは、恐らくここに示した10%よりは少ないのではないかと考えております。

使用時期の制限の記載例としましては、果樹、樹木類同様、暴露経路ごとに書き分けまして、経口暴露評価対象、こちらが「出穂終了後」、接触暴露評価対象、こちらは「出穂始～出穂終了までを除く」としております。

説明としましては、以上です。

○興語部会長 ありがとうございます。

前回の検討を踏まえた使用時期の目安となる定義についての再提案ということになるのですが、今の説明で質問、意見等ありますでしょうか。

どなたからでも結構ですけれども、いかがですか。

ないようすけれども、天野専門参考人、いかがでしょうか。

○天野専門参考人 現場としては、現実的な案、現実的な言葉かなと感じております。特に、稲の方で言えば、出穂始、大体10%ぐらいでないと、実際、圃場脇から見て、確認を取れないと思いますし、あと、出穂を開花と定義はしているものの、出穂が始まってから実際に穎が開いて、花粉が出てくるのに、やっぱりタイムラグはある程度はございますので、10%といえども、実際の開花はこれより少ないと見ていいかなというふうに感じております。

以上です。

○興語部会長 天野専門参考人、ありがとうございます。

山本専門参考人、いかがでしょうか。

○山本専門参考人 山本です。前回は全茎数という用語に触れたのですが、有効茎なのか、どうなのかというようなことをちょっと申し上げた。現場の方で、普及指導員などが、水稻の生育調査を経時的にやっけて、無効茎もカウントしながら仕事をしているものから、全茎数と言いますと、無効茎も入ると勘違いしてしまう場合もあるかと思っておりますので、この全茎数の意味合いを、有効茎だということを、質問があったときは、ご説明いただければ混乱は少なく済むのではないのかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○興語部会長 山本様、ありがとうございます。

ほかに何かありますでしょうか。

私の方から、1つだけ簡単な質問をしたいのですが、2の対応案の①の果樹の開花のところ、一番下ですが、この「複数の対象樹木で開花が認められた日」というのは、たった1本、ぼんっと見つかったのではなくて、その果樹園なりで複数本があったときに、その複数の樹木というような理解でよろしいでしょうか。

○農薬審査官 はい。今、與語部会長のおっしゃったとおりの考えで、記載しています。

○與語部会長 それは、例えば、ある1本だけだと、何らかの理由でというか、通常よりもちょっと違う形で開花が起こったりすると、判断を誤るようなことがあるので、その対処のために幾つか、少なくとも複数のところで見られればというような理解でいいのですか。

○農薬審査官 はい。おっしゃるとおりです。狂い咲きみたいなものが1本だけあって、そこだけで判断するというのではなくて、他もみるということを考えて、提案させていただきました。

○與語部会長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

ほかに質問、御意見とかはありませんでしょうか。

ないようでしたら、皆さん、この修正案をお認めいただいたことでよろしいですか。

よろしければ、本日の農薬のミツバチへの影響評価において取り決めるべき事項についての案に関する本日の審議は、以上としたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

では、もしも、それでよろしければ、事務局にお返ししたいのですが。

○農薬対策室長 ありがとうございます。

本日の農薬のミツバチへの影響評価において取り決めるべき事項については、部会決定事項として農業資材審議会農薬分科会に報告させていただきます。

これにて、議題1の審議は終了します。

専門参考人の皆様におかれましては、御意見を承り、ありがとうございました。

傍聴席の皆様におかれましては、ここで退場いただきますようお願いいたします。

議題2につきましては、13時55分から再開いたしますので、委員の皆様におかれましては、引き続きよろしくをお願いいたします。

午後1時47分 休憩